

藤井寺市長 様
藤井寺市議会議長 様

藤井寺市監査委員
藤井寺市監査委員

監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を提出する。

令和3年度 定期監査報告書

1. 監査対象機関

市立藤井寺市民病院事務局

2. 監査対象事務

令和3年度における財務に関する事務及び行政事務の執行

3. 監 査 期 間

令和3年10月～令和4年1月31日

4. 監査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、市立藤井寺市民病院事務局所管の財務事務等の執行が、法令等に従い行われているかどうかの確認を主眼として、あらかじめ事務概要書と関係資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 監査の結果

市立藤井寺市民病院事務局の財務事務等の執行は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部次のように改善を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

また、改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を別紙様式（改善を要する事項に係る調書）により通知されたい。

改善を要する事項

<市民病院事務局>

- ① 起案文書において、鉛筆書きや決裁日漏れ、契約保証金根拠規定の誤記載が見受けられた。

鉛筆や修正テープ等の使用は、文書改ざんの疑念を生じさせることとなるため、必ずボールペン（消せるボールペン不可）を使用し、訂正箇所については、二重線で訂正のうえ訂正印を押印するなど、文書取扱規程に基づいた事務処理を行われたい。

また、起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

- ② 人工呼吸器保守業務委託、エックス線ガラスバッジ測定業務委託、放射線システム保守業務委託の関係書類（執行起案・契約書）において、業務名称が統一されていないため、改善されたい。

- ③ 生化学自動分析装置保守業務委託、医療ガス設備保守業務委託の起案文書において、専決決裁者（事務局長）の決裁を受けずに予算執行しているものが見られた。市立藤井寺市民病院事務処理規程の財務に関する専決事項表にはこれらの予算執行に係る専決決裁者の規定がないため、藤井寺市事務処理規程を準用した決裁区分になるが、今後、市立藤井寺市民病院事務処理規程の改正を検討されたい。

- ④ 日本薬剤師会学術大会にWEB参加しているが、その復命書が作成されておらず、一部の復命書中、領収書の日付が修正テープで訂正されたものや院長決裁がないものが見られた。職員服務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう周知徹底されたい。

- ⑤ 医療用酸素等の供給に関する変更契約書において、契約相手方が保有すべき契約書（原本）が起案に添付され、担当課で原本2部保管されていた。財務規則に基づき、主管課長及び契約相手方が各1通保管されたい。

人工呼吸器保守業務委託契約書において、自動延長の条項があるが、予算等の担保の無い契約条項は不適切であり、また契約内容や相手方の検討も必要であるので契約書を改善されたい。

派遣業務において、委託契約であるのに契約書の作成がなかった。双方で契約条件を定め、契約書を交わすよう適正な事務執行を行われたい。

- ⑥ 外部検査委託等の委託契約書や、超音波骨折治療器賃貸借及び保守業務委託等の賃貸借契約書において、契約保証金に関する規定がないものや根拠規定の条文誤りが散見されたので、財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

また、契約に関連した訴訟の管轄裁判所は、「東京地方裁判所とする」と契約書で規定されているが、東京地方裁判所に限定となると裁判の出廷のために多大な費用・労力が発生することとなる。「甲又は乙の所在地を管轄する裁判所」とする等、契約書を見直すことを検討されたい。

なお、この件については、前回の定期監査でも指摘した事項であり遺漏がないよう適正な事務執行に努められたい。

- ⑦ 医業収入の未済額について、収納対策が続けられているところではあるが、依然、多額の収入未済が生じている。今後も財源の確保と負担の公平を期するため、引き続き滞納繰越分の収納はもとより、新たな収入未済の発生防止に向けての取組を強化し、より一層の収入確保に努められたい。

なお、この件については、前回の定期監査でも指摘した事項であり遺漏がないよう

適正な事務執行に努められたい。

- ⑧ 債権放棄を含めた債権管理については、前回・前々回の定期監査の指摘事項の改善措置として、全庁的な取組みが必要であり、私債権を持つ関係部局と調整しながら法規担当部局と検討していくとのことだったが、未だ現在も調整中とのことである。今後も引き続き市全体の問題として、債権管理条例の制定を検討されたい。